

5 財務諸表に対する注記

1. 継続事業の前提に関する注記

該当事項なし

2. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

該当事項なし

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

該当事項なし

(3) 固定資産の減価償却の方法

減価償却資産について、定額法により減価償却を実施している。

(4) 引当金の計上方法

該当事項なし

(5) キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

認定法第5条第12号の規定により作成しない。

(6) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税込方式によっている。

(7) リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。

3. 会計方針の変更

該当事項なし

4. 基本財産及び特定資産の増減額及びその残高

基本財産及び特定資産の増減額及びその残高は、次のとおりである。

(単位:円)

科 目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
特定資産				
施設整備積立資産	11,000,000	0	0	11,000,000
財政運営資金積立資産	1,500,000	0	0	1,500,000
固定資産取得積立資産	11,000,000	0	0	11,000,000
パッカー車取得積立資産	5,200,000	1,000,000	0	6,200,000
合 計	28,700,000	1,000,000	0	29,700,000

5. 基本財産及び特定資産の財源等の内訳

基本財産及び特定資産の財源等の内訳は、次のとおりである。

(単位:円)

科 目	当期末残高	(うち指定正味財産 からの充当額)	(うち一般正味財産 からの充当額)	(うち負債に 対応する額)
特定資産				
施設整備積立資産	11,000,000	(0)	(11,000,000)	(0)
財政運営資金積立資産	1,500,000	(0)	(1,500,000)	(0)
固定資産取得積立資産	11,000,000	(0)	(11,000,000)	(0)
パッカー車取得積立資産	6,200,000	(0)	(6,200,000)	(0)
合 計	29,700,000	(0)	(29,700,000)	(0)

6. 担保に供している資産

該当事項なし

7. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、次のとおりである。

(単位:円)

科 目	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物	1,043,650	377,759	665,891
構築物	2,003,400	552,645	1,450,755
車輛運搬具	32,288,186	24,256,646	8,031,540
什器備品	8,657,788	6,228,236	2,429,552
ソフトウェア	162,000	162,000	0
リース資産	8,695,134	3,634,650	5,060,484
合 計	52,850,158	35,211,936	17,638,222

8. 債権の債権金額、貸倒引当金の当期末残高及び当該債権の当期末残高

該当事項なし

9. 保証債務(債務保証を主たる目的事業としている場合を除く。)等の偶発債務

該当事項なし

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当事項なし

11. 補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高

補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高は、次のとおりである。

(単位:円)

補助金等の名称	交付者	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	貸借対照表上の記載区分
高齢者就業機会確保事業費等交付金	連合会	0	6,836,000	6,836,000	0	—
雇用開発支援事業費等交付金	連合会	0	10,144,000	10,144,000	0	—
公益社団法人高松市シルバー人材センター運営補助金	高松市	0	16,980,000	16,980,000	0	—
共同募金助成金	香川県共同募金会	168,183	0	121,591	46,592	指定正味財産
合 計		168,183	33,960,000	34,081,591	46,592	

12. 基金及び代替基金の増減額及びその残高

該当事項なし

13. 指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳

指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳は、次のとおりである。

(単位:円)

内 容	金 額
経常収益への振替額	
減価償却費計上による振替額	121,591
合 計	121,591

14. 関連当事者との取引の内容

該当事項なし

15. キャッシュ・フロー計算書の資金の範囲及び重要な非資金取引

認定法第5条第12号の規定により作成しない。

16. 重要な後発事象

該当事項なし

17. その他

該当事項なし